

岸和田市まちづくり推進部審議会等の会議及び会議録の公開に関する要領

改正 平成 29 年 5 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要領は、岸和田市審議会等の会議及び会議録の公開に関する条例（平成 17 年条例第 25 号。以下「条例」という。）及び岸和田市審議会等の会議及び会議録の公開に関する条例施行規則（平成 17 年規則第 34 号。以下「規則」という。）の規定によるまちづくり推進部の所管する審議会の会議及び会議録の公開に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(公開する審議会等)

第 2 条 会議を公開する審議会等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 岸和田市都市計画審議会
- (2) 岸和田市景観審議会
- (3) 岸和田市建築審査会
- (4) 岸和田市開発審査会
- (5) 岸和田市ラブホテル建築審議会
- (6) 岸和田市丘陵地区整備事業環境モニタリング評価委員会
- (7) 岸和田市空家等対策協議会

(非公開の決定等)

第 3 条 審議会等の長は、会議の開催の決定後すみやかに条例第 3 条第 2 項の規定により会議の全部又は一部を公開又は非公開とすることを決定する。

2 一の会議において非公開事項と公開事項とを審議するときは、原則、公開事項を審議した後、非公開とするものとする。

(会議開催の事前公表)

第 4 条 公開する会議の事前公表は、会議の開催日の 7 日前までに、次の各号に掲げる方法により行うほか、可能な範囲で市広報に掲載する。

- (1) 審議会等事務局担当課の窓口への掲示
- (2) 市役所新玄関横掲示板への掲示
- (3) 市ホームページへの掲載

(会議の傍聴等)

第 5 条 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）について、5 人以上 10 人以内の範囲で、会議場の大きさにより適当と認める定員をあらかじめ定めるものとする。

2 定員には報道関係者及び介助者等を含むものとする。

3 傍聴人の決定は、市民及び事業者に該当する又は該当しないにかかわらず先着順により決定する。

4 傍聴人の受付は、次のとおり行うものとする。

- (1) 会議場前において会議の開始時刻の 30 分前から 10 分前までの間に行く。ただし、定員を超えた場合はその時点で受付を終了するものとする。
- (2) 受付時間を終了した後に傍聴希望の申し出があった場合は、定員に空きがあり、かつ会議の進行に支障のない範囲において、会議開始まで受け付けることができるものとする。

5 前各項にかかわらず、審議会等の長が特に必要と認めるときは、傍聴人の定員及び決定方法を別に定めることができる。

(傍聴できない者)

第6条 次の各号に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗及びのぼりの類を持っている者
- (4) 前各号に定めるもののほか、審議を妨害し又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は会議場において別表の遵守事項を守らなければならない。

(事務局の指示)

第8条 傍聴人は、事務局係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人が条例または規則もしくはこの要領に違反するときは、審議会等の長はこれを退去させることができる。

(会議資料の閲覧)

第10条 会議資料は、原則として委員と同じものを審議会等の当日に会議場内において傍聴人数分を貸し出し、会議後回収するものとする。ただし、図面、地図、写真、報告書等その他大量に準備できないことが相当と認められるもの等については、会議が終了するまでの間、会場内に備え、傍聴人の閲覧に供するものとする。

2 審議会等の長は、会議資料に岸和田市情報公開条例（平成12年条例第9号）の規定に基づき公開することができないものとされている情報が記載されているおそれがあると認められるときは、会議資料の一部を非公開とすることができる。

(会議録の作成)

第11条 会議録は事務局が素案を作成し、審議会等の長が調整のうえ、審議会等の長及び会議において審議会等の長が指名した2名以上の委員が承認しなければならない。

2 会議録に記載する審議の内容の記述は、発言者については会長、委員長、委員、事務局または部署名のいずれかで表すものとし、発言された内容においてはその要旨とする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年12月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年5月1日から施行する。

別表（第7条関連）

審議会等の傍聴に当たっての遵守事項

- (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場内において発言しないこと。
- (3) 他の傍聴人の迷惑になる行為をしないこと。
- (4) 会議場において、写真撮影、録画、録音を行わないこと。ただし、審議会等の長が特別に承認した行為はこの限りではない。
- (5) 指定された席に着席し、みだりに席をはなれないこと。
- (6) 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
- (7) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (8) 携帯電話を使用しないこと。なお、携帯電話の電源は切ること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、審議会等の審議の秩序を乱し、または審議の支障となる行為をしないこと。